

「船舶安全法施行規則第1条第6項ただし書きの港の区域を定める件（昭和四十四年運輸省告示第二百九号）」の改正案に対する主な意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方について

【苫小牧港における平水区域等の更なる拡大について】

ご意見の概要	国土交通省の考え方
<p>今回の告示改正に伴う苫小牧港の平水区域拡大については、当港を利用する海運・港湾関係者にとって歓迎するものであり感謝する。</p> <p>他方、今後の苫小牧港の利用拡大、東港区の進展に伴いタグボート等の通航量が増大することが予想され、円滑な運用やコスト削減が求められているところ。当港における、シーバースの利用やパイロット（水先案内人）の乗下船等の利便性向上のため、当港の港域と一本化となるような、更なる平水区域及び船員法非適用区域の拡大について検討をお願いしたい。</p>	<p>平水区域は、風、波浪等の船舶に作用する外力が少なく、かつ、非常の際における避難が容易な区域として設定しています。</p> <p>苫小牧港周辺の気象・海象状況に関する調査を行った結果、陸岸から約2.7km程度の距離に限定すれば、平水区域として差し支えないことが判明したため、本改正を行うこととしました。</p> <p>ご意見にある更なる平水区域の拡大は、前述の気象・海象条件、避難条件の観点からは難しいと考えています。</p> <p>また、船員法非適用区域の拡大については、今般、新たに平水区域となる区域を船員法非適用区域とすることについて現在検討を行っているところです。しかしながら、平水区域を越えて更なる船員法非適用区域の拡大を行うことは、沿海区域を船員法非適用とすることとなり、海上労働の特殊性や安全確保の必要性に鑑み、難しいと考えています。</p>